

第4章 整備優先道路の選定

4-1 整備優先道路の選定手順

整備優先道路の選定については、これまで整理した本市のまちづくりの方向性等を踏まえ、計画的に進める必要のある新設・改良を行う道路整備事業の内、本計画期間内に整備構想がある、または実施する事業から「整備優先道路」を次の手順で選定します。

整備優先道路候補の抽出

整備優先道路の選定に伴い、評価を行う道路候補の抽出を行います。

次の道路を整備優先道路候補とします。

- ・本市の計画構想において関連がある道路のうち、本計画の計画期間である令和12年までに整備構想がある、または実施する道路。

対象道路抽出

必要性に関する評価

必要性に関する評価を行います。

第3章で整理した基本方針を基に作成した必要性に関する評価を用いて行います。

高評価

実現性に関する評価

実現性に関する評価を行います。

道路整備を滞りなく実施することができるか評価を行い、整備優先道路の選定を行います。

高評価

整備優先道路の決定

(1) 整備優先対象道路の抽出

現計画は、整備目標路線の整備率が低い値となったことを踏まえ、本計画では整備率の向上を目指し、計画期間である令和12年度までに新設・拡幅等の整備構想がある、または実施する道路の中から第2章で整理を行った計画における道路整備方針と関連する道路の抽出を行いました。

(2) 本市の計画による道路整備方針

■第2次甲斐市総合計画

- ・広域的な道路網の拡充につながる道路整備
- ・生活道路、生活拠点間の利便性の向上
- ・災害時等の安全確保につながる道路整備
- ・老朽化が進行する既存道路の適正な維持管理による更新・再編

■甲斐市都市計画マスタープラン

- ・広域ネットワーク軸の整備による、地域産業の活性化、災害時の緊急輸送道路の確保、拠点間・地域間の連携に配慮した道路整備
- ・未整備となっている都市計画道路の見直し
- ・「新山梨環状道路」のインターチェンジである「(仮称)甲斐インターチェンジ」「(仮称)牛匂インターチェンジ」への道路網、アクセス道路の強化
- ・子供から高齢者まで安心して生活できる交通安全に配慮した歩行空間の形成、バリアフリー化、無電柱化の推進

■甲斐市立地適正化計画

- ・生活に資する「生活道路」の整備、改善、効率的かつ適正な維持管理
- ・居住誘導区域内における快適に暮らせるための道路環境の充実
- ・都市機能誘導区域内における誘導施設の活性化に資する道路整備

4-3 整備内容の評価について

(1) 必要性に関する評価

「4-2 整備優先道路候補の抽出」にて抽出された道路について、必要性に関する評価を行い選定をしていきます。必要性に関する評価とは、評価対象となる道路とその整備内容が、市が目指す方向に沿っているかを本計画の基本方針を基に作成した次の評価基準を用い、評価を行います。

必要性に関する評価基準

基本方針	必要性の評価基準
コンパクト・プラス・ネットワーク形成による脱炭素型まちづくりの促進につながる道路整備	①居住誘導区域内の道路整備
	②都市拠点・地域拠点、準地域拠点へつながる道路整備
	③まちづくりに関する計画に基づく道路整備
安心・安全で快適な居住環境を創出できる道路整備	④安心・安全な歩行空間の形成につながる道路整備
	⑤生活道路の整備、改善、維持管理を行う道路整備
	⑥都市機能誘導施設の周辺道路またはアクセス道路の整備
地域産業の活性化、まちに賑わい、活力、利便性の向上を生む道路整備	⑦都市機能誘導区域内の道路整備
	⑧地域産業の活性化につながる道路整備
	⑨広域交通網の拡充につながる道路整備
災害時に対応できるよう緊急輸送を考慮した道路ネットワークを構築する道路整備	⑩災害時に対応できるような緊急輸送道路へのアクセス道路の整備
	⑪各避難所へとつながる道路整備

■必要性に関する各評価の詳細は次のとおりです。

①居住誘導区域内の道路整備

立地適正化計画にて定めた居住誘導区域内の道路整備を行う場合、評価します。

②都市拠点・地域拠点へつながる道路整備

都市計画マスタープランにて定める都市拠点・地域拠点・準地域拠点の各拠点内、各拠点へつながる道路の整備を行う場合、評価します。

③まちづくりに関する計画に基づく道路整備

まちづくりに関する計画の中で整備構想がある道路整備事業の場合、評価します。

④安心・安全な歩行空間の形成につながる道路整備

歩道の新設や整備、物理的デバイスの設置等、安心・安全な歩行空間の形成に資する整備を行う場合、評価します。

⑤生活道路の整備、改善、維持管理を行う道路整備

日常的な生活環境の向上を目的とした生活道路に対する整備、改善、維持管理に資する整備を行う場合、評価します。

⑥都市機能誘導施設の周辺道路またはアクセス道路の整備

都市機能誘導施設の周辺、幹線道路からのアクセス道路の整備を行う場合、評価します。

⑦都市機能誘導区域内の道路整備

都市機能誘導区域内の整備や都市機能誘導施設へのアクセス道路を整備する場合、評価します。

⑧地域産業の活性化につながる道路整備

民間企業の活性化を目的とした輸送ルートの整備や周辺市街地の安全確保のために道路整備を行う場合、評価します。

⑨広域交通網の拡充につながる道路整備

他市町拠点へのアクセス道路の整備を行う場合、評価します。

⑩災害時に対応できるような緊急輸送道路へのアクセス道路の整備

緊急輸送道路へのアクセス道路を整備する場合、評価します。

⑪各避難所へにつながる道路整備

本市指定の災害指定避難箇所、防災機能保有施設へのアクセス道路の整備を行う場合、評価します。

(2) 実現性に関する評価

次に整備内容の評価として、実現性に関する評価を行います。この評価は評価対象となる道路整備内容を次の評価基準を用いて実現できる環境が整っているか基本方針とは異なる観点で評価を行います。

実現性に関する評価基準

実現性に関する評価基準
①用地取得や工事等に着手済みの事業
②国の補助金・交付金等の対象となり得る事業
③隣接区間の整備が概ね完了している事業
④部分改良の必要性が高い事業
⑤整備予定地に空地が存在し、かつ堅牢な建物がない事業

■実現性に関する各評価の詳細は次のとおりです。

①用地取得や工事等に着手済みの事業

過去に用地取得を実施している場合、取得済み用地の早期活用や周辺地域へのストック効果還元の観点から、早期の事業実施が望まれます。また、既に工事や測量調査等に着手済みの事業についても、事業の実施環境が整っていると判断し、評価します。

②国の補助金・交付金等の対象となり得る事業

円滑に事業を推進するために必要な財源を安定的に確保するため、国からの補助金・交付金等により重点的な支援が受けられる事業を評価します。

③隣接区間の整備が概ね完了している事業

評価対象となっている箇所の際接区間がおおむね整備完了となっている場合、早期の段階で整備完了区間の連続性が確保され、交通転換や時間短縮といったストック効果が発現されやすいことから評価します。

④部分改良の必要性が高い事業

歩道が全く整備されていない道路や渋滞箇所については、部分改良の必要性が高いと判断し、評価します。

⑤整備予定地に空地が存在し、かつ堅牢な建物がない事業

整備予定地に空地が存在し、かつ堅牢な建物がなければ、用地取得が比較的容易であると考えられることから、ストック効果の早期発現の観点で評価します。なお、急峻な地形に整備される道路については評価しないものとします。

第5章 整備優先道路

5-1 整備優先道路の決定

整備優先対象道路の抽出、必要性に関する評価、実現性に関する評価の各評価により選定された次の道路を整備優先道路とします。

地区	道路名称等	改良延長(m)	区分※	選定要因
竜王	竜王田中線	50	計画	都市拠点、都市機能誘導区域にあり、賑わいの向上を目指す都市機能誘導施設へのアクセス道路の安心・安全な歩行空間確保を行う整備のため。
	日立道路線	450	政策	地域産業の活性化、周辺住宅街の安全確保につながり、安心・安全な歩行空間の確保につながる整備を行うため。
	緑化センター八幡前線	160	計画	都市拠点、都市機能誘導区域であり、賑わいの向上を目指す都市機能誘導施設周辺道路の安心・安全な歩行空間確保を行う整備のため。
	竜小道路線	110	計画	避難所でもある小学校へのアクセス道路・通学路の安心・安全な歩行空間の確保、生活道路の整備を行う事業のため。
	塔之元八幡前線	90	計画	都市拠点、都市機能誘導区域であり、賑わいの向上を目指す都市機能誘導施設周辺道路の安心・安全な歩行空間確保を行う整備のため。
双葉	上宿高原団地線	170	要望	居住誘導区域内であり、県で指定している緊急輸送道路へのアクセス道路、安心・安全な歩行空間確保を行う整備のため。
葉	楯無上の山線	650	政策	他市町村拠点への広域交通網の拡充、地域産業の活性化につながる道路であり、また安心・安全な歩行空間確保につながる整備のため。
全域	ゼロカーボンロードに指定されている市道	—	計画	脱炭素先行地域取組計画における既存街路灯のLED化、新規スマート街路灯導入を行う、脱炭素化へつながる整備のため。

※区分： 計画…市の計画による整備事業
政策…市の政策による整備事業
要望…住民要望による整備事業

5-2 整備優先道路の詳細

各整備優先道路の詳細は次のとおりです。なお、図中の計画は、現時点での内容です。

道路名		竜王田中線		
道路概要		整備箇所		
計画期間	令和7年度～令和8年度			
延長	50m			
幅員	現道			6.8m～8m
	計画			9.5m
沿線用途	市街化区域			
工種	改良			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道甲斐中央線～市道上篠原玉小線 ・ 現道拡幅・歩道新設 			

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名		日立道路線		
道路概要		整備箇所		
計画期間	令和6年度			
延長	450m			
幅員	現道			6.3m
	計画			9.5m
沿線用途	市街化区域			
工種	改良			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ルネサス甲府営業所隣接道路～八幡新田多摩川線の区間 ・現道拡幅・歩道整備 			

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名		緑化センター八幡前線		
道路概要		整備箇所		
計画期間	令和7年度			
延長	160m			
幅員	現道			4.3m～5.8m
	計画			9.5m
沿線用途	市街化区域			
工種	改良			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道甲斐中央線～塔之元八幡前線が交わる区間 ・ 現道拡幅・歩道新設 			

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名		竜小道路線		
道路概要		整備箇所		
計画期間	令和7年度～令和8年度			
延長	110m			
幅員	現道			4.2m～4.6m
	計画			5.2m～5.6m
沿線用途	市街化区域			
工種	改良			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・甲斐市立竜王小の東側を南北に延びる区間 ・現道拡幅・歩道新設 			

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名		塔之元八幡前線		
道路概要		整備箇所		
計画期間	令和6年度～令和7年度			
延長	110m			
幅員	現道			4.3m～5.1m
	計画			4.8m～5.6m
沿線用途	市街化区域			
工種	改良			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・塔之元八幡前線のうち（仮称）篠原地区公園に隣接する区間 ・現道拡幅・歩道新設 			

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名	上宿高原団地線	
-----	---------	--

道路概要		整備箇所	
計画期間	令和6年度		
延長	170m		
幅員	現道		4.3m
	計画		4.7m
沿線用途	非線引き区域		
工種	改良		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・滝坂下今井線～高原団地へ向かう区間 ・現道拡幅・歩道整備 		

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名		楯無上の山線	
道路概要		整備箇所	
計画期間	令和6年度～令和10年度		
延長	650m		
幅員	現道	5.2m	
	計画	9.5m	
沿線用途	非線引き区域		
工種	改良		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下今井駒沢線～韮崎市へ向かう区間 ・ 道路の新設、拡幅、歩道整備 		
			

詳細図



出典：地理院地図（電子国土 Web）

道路名	ゼロカーボンロード
-----	-----------

【道路概要】	
--------	--

概要	ゼロカーボンロードと指定されている竜王庁舎周辺～敷島醸造(株)～甲斐双葉発電所～シャトレゼベルフォーレワイナリー～双葉スマート IC～竜王庁舎周辺間の市道について、脱炭素先行地域取組計画により既存街路灯のLED化、再生可能エネルギーで自立運転可能なスマート街路灯の新設を行い、脱炭素の実現を図る。
----	--

詳細図	
-----	--



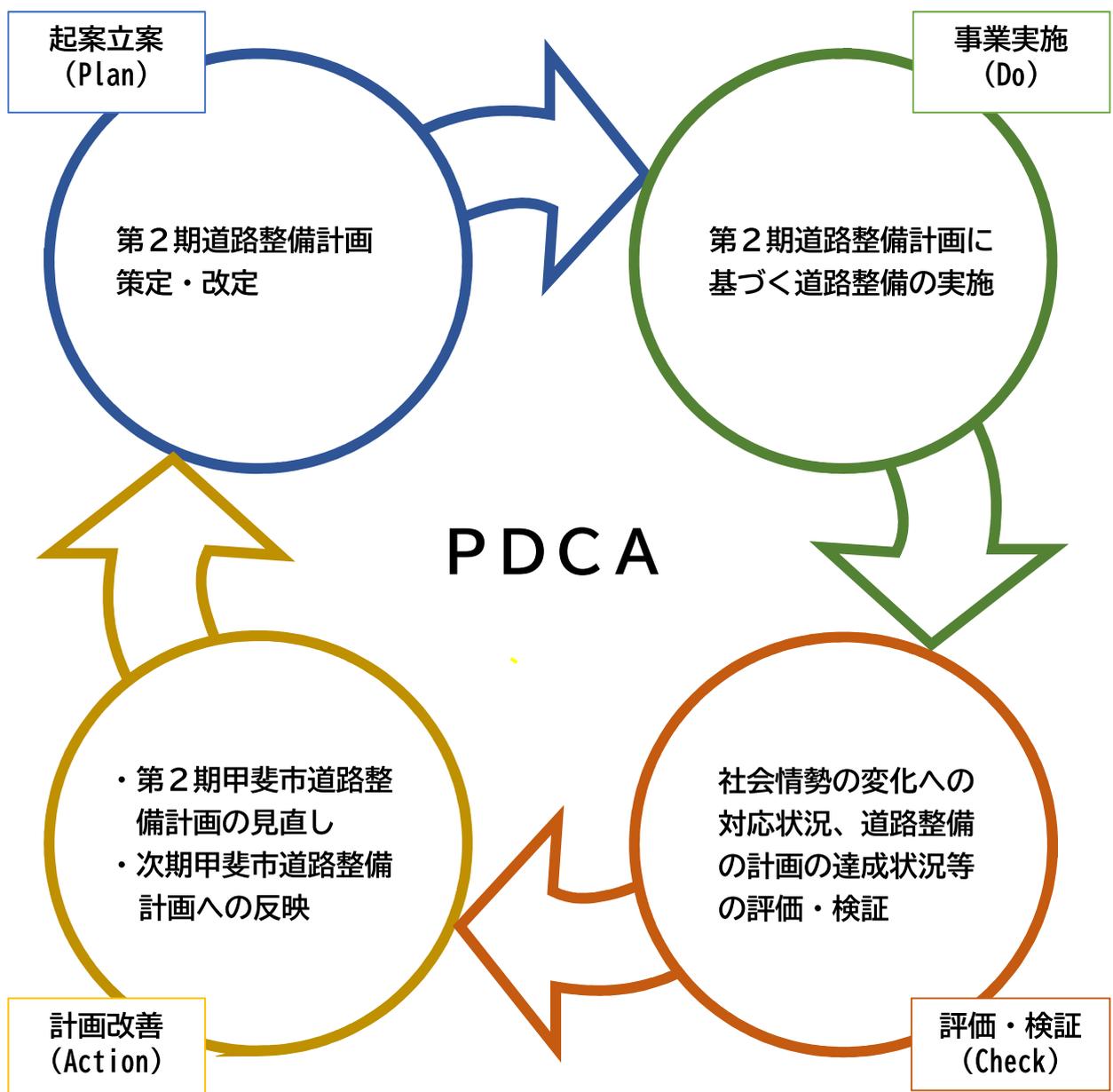
出典：甲斐市脱炭素先行地域取組計画

第6章 計画の実現化方策

6-1 PDCA サイクルによる進行管理

本計画では、施策目標の達成度を測るため、道路整備に関する成果目標とその目標を設定し、「計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）」評価サイクルによる施策、事業の継続的な改善と進行管理に努めるものとします。

道路整備計画の PDCA サイクル



6-2 成果目標

本計画の基本方針を踏まえ、次の目標を掲げて道路整備に取り組みます。

成果目標		成果目標			
指 標	概要	平成 24 年	⇒ 令和 4 年		令和 12 年
		従前 (H24)	今回 (R4)	増減	目標値
① 市民満足度	市民アンケート結果による市内の道路整備状況に対する満足度の「満足している」「やや満足している」の合計割合で比較を行う。	33.1%	37.8%	40%	42.5%
② 交通安全への対策	道路整備による安全な交通環境の確保を目指すため、交通事故件数で比較を行う。	567 件	205 件	△362 件	200 件
③ 歩行者への安全度	市道に対しての歩道整備延長の距離にて比較を行う。	48,138m	49,800m	1,662m	51,500m

■成果目標に関する詳細は次のとおりです。

①市民満足度について

現計画、本計画策定の際に実施した市民アンケートの結果を指標として用いました。満足度は4.7%増加と市民からの道路整備に対する満足度は増加していることがわかります。引き続き、満足度が増加するよう道路整備を実施していく必要があるため、同水準の増加ができるよう、道路整備を行っていくこととします。

②交通安全への対策

道路整備によって安全な交通環境が確保された結果、交通事故が削減されたかどうかを確認する指標として、交通事故発生件数を設定しました。基準となる令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により低い値と考えられますが、これを継続できるように道路整備を行っていくこととします。

③歩行者への安全度

安心・安全な歩行空間が確保されているかどうかを確認する指標として、歩道整備延長を用います。今後も安心・安全な歩行空間を創出するため、同水準の増加ができるよう、道路整備を行っていくこととします。

(1) 計画の実現に向けて

道路整備にあたっては国の交付金などの財源を積極的に活用していくとともに、既存の道路を維持・更新しながら効率的に活用していく必要が生じています。

そのためには、時代の流れを的確に把握し現状に即した対応を心がけるとともに、整備する路線や区間の整備目的などを十分に検証しながら整備していく必要があります。

そのため、本計画は令和6年度から令和12年度までの7年間の計画期間とし、本計画で選定された整備優先道路は、計画期間内に整備の完了を目指しますが、その他の路線についても今後、予想される財政状況や社会情勢の変化等を考慮し、検討するものとしします。

また、随時必要な修正を行うほか、後年の財政負担との整合を図るため、概算予算要求書（中期財政計画資料）とリンクさせ、見直しの段階においては、事業中の「整備優先道路」の必要性を再確認するとともに、今後の財政状況等の動向を踏まえ、新たな「整備優先道路」の選定、社会情勢の変化等に合わせた評価方法等の見直しを行います。

その中で、平成25年に策定した現計画で定めた整備目標路線についても、整備の必要性等を考慮し、必要に応じて整備を行うこととしします。

(2) 市民との協働

市民との連携や協働の取組を進め、地域のニーズに合わせた交通安全対策などを推進します。また、地域住民をはじめ、様々な道路利用者から事業の目的やストック効果に関する理解を得るため、道路整備について情報提供をするとともに、必要な意見交換を行うものとしします。

(3) 時代に即した計画の見直し

今回策定した計画は、平成25年度に策定した現計画を時代に即した計画にしたものとなっています。

少子高齢化や人口減少時代に突入した今、価値観の多様化など社会情勢は刻々と変化しています。

このようなことから、上位計画である甲斐市総合計画や甲斐市都市計画マスタープランなど、本市がこれから進むべき道と整合を図ることが重要であり、時代に即した計画にするため、適宜見直ししながら整備優先道路を定めていく必要があると考えます。

(1) 用語解説

あ 行

【アクセス道路】

ある地域とある目的地をつなぐ道路。

【インフラ】

インフラストラクチャーの略語。水道や道路等の社会基盤のこと。

か 行

【橋梁長寿命化修繕計画】

従来の対症療法的な修繕から、計画的かつ予防保全的な修繕に転換し、安全で安心な道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の耐用年数の延長による維持管理コストの縮減および予算の平準化を図ることを目的とする計画。

【居住誘導区域】（立地適正化計画における定義）

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスを提供する都市施設や地域コミュニティが維持されるように、居住を誘導すべき区域。

【緊急輸送道路】

災害直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

【交通結節点】

人・乗り物・まちを繋ぐ都市の交通ネットワークの拠点。

【交通弱者】

子どもや高齢者等運転免許や自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。

【国勢調査】

日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行われる、日本の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的とした国の最も重要な統計調査。

【国土強靱化計画】

大規模な自然災害などに備えるため、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施する国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める施策。

さ 行

【再生可能エネルギー】

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

【準地域拠点】（都市計画マスタープランにおける定義）

双葉響が丘周辺のエリア。地域拠点を補填する拠点。

【上位計画】

国や地方公共団体が定める計画のうち、より上位に位置づけられる優先度の高い計画のこと。甲斐市の最上位計画は、甲斐市総合計画。

【ストック効果】

整備された施設が供用されることで、その地域の生産性を向上させる効果や、安全性、快適性を高め、衛生環境を改善するなど生活の質を向上させる効果を長期的に生み出すこと。

【スマートインターチェンジ】

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りが可能な、ETCを搭載した車専用のインターチェンジのこと。

【生活道路】（道路整備計画における定義）

その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道路。

【総合計画】

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。

た 行

【脱炭素先行地域】

2050年までに脱炭素社会を実現させるために、地域特性に応じた計画を立案・実行して脱炭素への取り組みを全国に広げるモデルとなること。

【地域拠点】（甲斐市都市計画マスタープランにおける定義）

敷島地区の敷島庁舎周辺、双葉地区の塩崎駅周辺、大型商業施設周辺、下今井農工団地周辺、双葉地区拠点工業団地周辺のエリア。都市拠点と各コミュニティ拠点の交通結節点として連携を図る拠点。

【地域高規格道路】

高規格幹線道路（高速道路）を補完し、地域構造の強化に役立つ道路。

【通学路交通安全プログラム】

学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者等が合同で小学校の通学路の安全点検を行い、対策を実施すること。

【都市機能誘導区域】（甲斐市立地適正化計画における定義）

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の主要な拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

【都市拠点】（甲斐市都市計画マスタープランにおける定義）

竜王駅を中心としたエリア。複合的に機能を配置・集積させ、都市の中心性の維持・増進を図る拠点。

【都市計画道路】

都市における安全かつ快適な交通を確保するために都市計画決定を経て設置される道路。

【都市計画マスタープラン】

今後の甲斐市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示すことで、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策や取り組みを積み重ね、市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現することを目的した計画。

【土地利用】

土地の状態や用途といった利用状況。

は 行

【バリアフリー】

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態。

【PDCA サイクル】

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つのプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動および品質の維持・向上を推進するマネジメント手法。

【物理的デバイス】

生活道路における交通事故対策や交通静音化を促進するために速度抑制等を目的として物理的に設置される、ハンプ、狭さく等の総称。

ま 行

【無電柱化】

道路の地下空間等を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容し、道路から電柱をなくすこと。

や 行

【誘導施設】

都市計画マスタープランにおける拠点としての位置づけや方針を踏まえ、行政機能、文化機能、商業機能、医療機能等都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設。

【用途地域】

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域で第一種低層住居専用地域など13地域がある。

ら 行

【立地適正化計画】

平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るもの。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

(2) 計画策定のながれ

年 月	会議等	内容
令和4年 7月	第1回庁内検討会議	・道路整備計画の概要について
8月	都市計画審議会	・道路整備計画の概要について
9月	市民アンケート実施 (9月26日～10月10日)	・道路整備の満足度 ・重要事項等についてのアンケート調査
10月	各課ヒアリング実施	・新設または改良等を予定(中期財政計画に 基づく)している道路の調査 ・整備目標路線の進捗確認調査
12月	第2回庁内検討会議	・市民アンケート、 各課ヒアリングの結果報告
令和5年 2月	第3回庁内検討会議	・整備優先道路の選定について
3月	都市計画審議会	・道路整備計画の策定について
7月	第4回庁内検討会議	・令和4年度の検討内容と令和5年度の予定 について ・整備優先道路について
8月	各課ヒアリング実施	・新設または改良等を予定(中期財政計画に 基づく)している道路調査の更新 ・本計画の基本方針、分野別策定方針 についての意見抽出
10月	第5回庁内検討会議	・各課ヒアリングの結果報告 ・第2期甲斐市道路整備計画(案)について
12月	都市計画審議会	・第2期甲斐市道路整備計画(案)について
令和6年 1月	パブリックコメント (1月13日～2月6日)	・【意見数】0件
2月	都市計画審議会	・第2期甲斐市道路整備計画について